

中央会の主な事業等活動予定（8月）

令和2年7月17日現在

月日	曜日	内 容	担当部署
■ 中小企業連携組織対策事業			
8/3	月	組合後継者等育成事業（女性経営者等交流会） 対象：千葉県中小企業団体レディース中央会	商業連携支援部 ☎043・306・3284
8/4	火	組合等新分野開拓支援事業 対象：野田工業団地協同組合	工業連携支援部 ☎043・306・2427
8/7	金	連携組織活性化研究会 対象：千葉県測量設計補償協同組合	商業連携支援部
8/11	火	組合等新分野開拓支援事業 対象：臼井ショッピングセンター協同組合	商業連携支援部
8/25 27	火 木	連携組織活性化研究会 対象：千葉県コンクリート製品協同組合	工業連携支援部
8/27	木	組合等新分野開拓支援事業 対象：千葉県木材市場協同組合	
■ 全中補助事業			
8/7	金	諸制度改正に伴う専門家派遣等事業に係る講習会	業務推進部 ☎043・306・3283
8/26	水	小企業者組織化特別講習会	商業連携支援部

☆商店街若手リーダー養成講座☆

第23期「ふさの国 商い未来塾」受講者募集

魅力ある“まちづくり”を目指す方、ぜひ奮ってご参加ください

- 1. 対象者** 商店街の若手商業者・後継者、商業を通じて地域活性化に取り組む意欲のある方
- 2. 受講期間** 令和2年9月～12月（全9回）予定
- 3. 講座内容** 全国各地で活躍している商店街、まちづくり実践者、中小企業診断士等専門家、商い未来塾OBを迎え、地域・商店街・個店の活性化、イベント手法等について学ぶとともに、先進商店街への視察などにより具体的な活性化手法や賑わい手法を習得します。

▼カリキュラム内容（予定）

- ①商店街の知るべきコロナ禍の対応策について
 - ②新規顧客開拓に有効的な「まちゼミ」とは
 - ③商店街のできる空き店舗対策とは
 - ④お金をかけない！売れしなない！商店街・個店ですぐ実践できる！T活用とは
 - ⑤商店街や店舗の未来を構想する
- ※詳しくは中央会HPをご覧ください。<https://www.chuokai-chiba.or.jp>



受講申込は、左記のQRコードをご活用下さい。

- 4. 募集人数** 20名程度
- 5. 受講料** 無料（視察研修及び交流会等に係る費用は実費負担）
- 6. 申込期限** 令和2年8月26日（水）まで（定員になり次第締め切りとさせていただきます）

◎申込み・お問合せ先：千葉県中小企業団体中央会 商業連携支援部
TEL：043-306-3284 FAX：043-227-0566

このコーナーでは、連携組織の活性化に意欲的に取り組む県内の組合事例等をご紹介します！

事業の概要

補助事業名	令和元年度消費税軽減税率対策窓口相談等事業					
対象組合等	千葉県内会員組合 (R.2.6.30現在)					
	事業協同組合	607組合	信用協同組合	3組合	商工組合	17組合
	協同組合連合会	7組合	企業組合	49組合	商店街振興組合	18組合
	火災共済協同組合	1組合	協業組合	14組合	商店街振興組合連合会	1組合
テーマ	消費税の軽減税率制度について					
担当部署	千葉県中小企業団体中央会 業務推進部 (Tel 043-306-3283)					
専門家	税理士法人アフェックス 金子 尚貴 (公認会計士・税理士)					

背景と目的

令和元年10月より消費税率が8%から10%に引き上げられ、これに伴い軽減税率制度が導入されました。日本で初めてとなる複数税率制度の導入により、飲食料品を中心とする軽減税率の対象品目や外食等の範囲・POSレジの導入準備など、事前に検討しておくなければならぬ問題が数多く存在します。

このような状況下、千葉県中小企業団体中央会より依頼を頂き、消費税軽減税率制度の概要と実務上の留意点について講習会を実施しました。

事業の活動内容

①軽減税率制度の概要

初めに、全体のスケジュールです。従来の「請求書等保存方式」は令和元年10月の軽減税率制度導入によって「区分記載請求書等保存方式」に移行されました。また、令和5年10月から「適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)」に移行する予定です。

実務上の留意点としては、請求書等の記載事項が追加されること

です。請求書等を発行する事業者はシステム面での対応を含めた検討が必要となります。他方、請求書等を受け取る事業者においても、消費税の仕入税額控除を受けるための経理処理面での対応が必要となります。会計仕訳の記帳・集計ソフトや税務申告用ソフトの導入や入替えを検討された事業者も数多くあったかと推測されます。

次に、軽減税率の対象品目です。

「飲食料品(お酒や外食サービスを除く)」と「週2回以上発行される新聞(定期購読されるものに限る)」が軽減税率の対象となりますが、これらに該当するかどううかの判断に悩むことが少なくありません。

飲食料品にかかる適用税率の判断は売り手が販売時点で行うこととなり、その後、買い手がそれどのような用途に使用等するかは関係ありません。したがって、飲食料品として販売する場合もあれば、飲食料品以外のものとして販売される場合もあるような商品を取り扱う事業者は、販売の際に「何を譲渡するのか(飲食用か否か)」を考え、適用税率を判断する

こととなります。それぞれの具体例は次のとおりです。

【軽減税率(飲食料品)】

- 家畜の枝肉
- コーヒーの生豆
- もみ(米)
- 種子(飲食用)
- 水

【標準税率(飲食料品以外)】

- 生きた家畜
- コーヒーの生豆の加工
- 種もみ
- 苗木、種子
- 水道水

また、外食サービスに該当するかどうかの判断も悩ましい点です。軽減税率の適用対象外となる外食については、取引の場所と取引の態様(サービスの提供かどうか)の2点に着目します。すなわち、テーブル・椅子・カウンター等の飲食に用いられる設備のある場所において飲食料品を飲食させるサービスが外食サービスに該当します。

例えば、屋台での飲食料品の販売の場合、屋台が飲食設備を設置し、そこで飲食させる場合には外食サービスに該当しますが、飲食設備がない場合や持ち帰りの場合

には外食サービスに該当せず、軽減税率が適用されます。

また、ファストフードやイートインスペース付のコンビニエンスストアでは、顧客に対して店内飲食か持ち帰りかの意思確認等を行うことで、外食サービスに該当するかどうかを判断します。最近、コンビニエンスストアなどに設置されているイートインスペースについて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から「当面の間、利用不可」としているようなケースがあります。この場合、実態として顧客により飲食に用いられていないイスやテーブル等については飲食設備に該当しないこととなります。したがって、イートインスペースを「利用不可」とした場合には、他に飲食に用いられる設備がないのであれば顧客への意思確認等を行うことなく軽減税率が適用されます。

② 請求書等の記載方法

従来の「請求書等保存方式」では、下記の記載が必要とされてきました。

- 書類の作成者の氏名・名称
- 資産の譲渡等の年月日
- 課税資産の譲渡等に係る内容

課税資産の譲渡等の対価の額（税込み）

書類の交付を受ける事業者の氏名・名称

令和元年10月から導入された「区分記載請求書等保存方式」では、右記に加え、軽減対象資産の譲渡等である旨と税率ごとに合計した対価の額（税込み）の記載が必要となります。仮に、これらの記載がされていない請求書を事業者が受け取った場合には、受領した事業者にて追記することも可能とされています。

③ 経過措置

消費税率引上げに伴い、以下形態の取引（例示）については経過措置が適用され、契約時期等によつて適用される消費税率が異なります。

- ・ 旅客運賃等
- 令和元年9月30日までに購入した場合には、利用が令和元年10月1日以降であっても、8%が適用されます。
- ・ 工事の請負等

平成31年3月31日までに締結した工事等の請負契約については、原則として8%が適用されます。ただし、当該契約について、平成

31年4月1日以降に増額変更を行った場合には、増額部分に対して10%が適用されます。また、工事の請負以外にも、製造の請負やソフトウェア開発など工期が長期にわたり、引渡しが一括で行われる契約に対しても経過措置の対象となります。

・ 資産の貸付け

契約を平成31年3月31日までに締結し、令和元年10月1日前から継続する資産の貸付けについて、一定の要件（紙面の都合上、割愛します）に該当する場合には8%が適用されます。ただし、当該契約について平成31年4月1日以降に金額変更を行なった場合には経過措置の適用はなく、10%が適用されます。

事業の成果

具体例を織り交ぜながらお話しさせて頂いたことや、講習会終了後に質疑応答の機会を設けたことで、受講者の方々には概ね好評を頂けたかと思えます。

受講者の方々の声としましては、制度の複雑さを再認識した、実務上の対応が大変である、といった声が多く聞こえてきまし

た。軽減税率制度がかなり複雑であることは導入時から想定されていたことであり、必ずしも税の専門家ではない一般の事業者の方々が自力で運用していくことは容易ではありません。したがって、本事業をはじめとした外部支援を積極的に活用していくことが肝要かと思えます。

今後の事業展開・展望

新型コロナウイルス感染症の影響により移行時期が延期となる可能性もゼロではありませんが、今のところ令和5年10月から「適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）」へ移行される予定です。現行制度でも対応が難しいところ、さらに制度が複雑化されます。事業者の方々におかれましては、周囲の動向に注視しながら、各々どのように対応していくのか、具体的にどういった準備が必要なのかを想定し、必要に応じて各種専門家を活用して頂ければ幸いです。

（公認会計士・税理士 金子尚貴）

テーマ 外部との連携

奈良の夜のにぎわい創出社会実験 ～みんなが喜ぶ夜市のモデル化～

奈良もちいどのセンター街協同組合

地元以外（奈良市内・奈良県内）の店舗業者を募集し、既存店閉店後に、屋台等で出店・営業する。これにより昼間とは異なる夜の空間づくり・にぎわいの演出につながっている。

背景・目的

商店街の営業は概ね午後7時には終了し、「奈良の夜は早い」との印象が強く、観光客の多い日中とうってかわって、夜は閑散とした雰囲気になる。そのため宿泊先として、奈良ではなく京都や大阪を選ぶ観光客も多かった。そこで「奈良の夜は早いとは言わせない」をコンセプトに、夜を楽しく盛り上げるイベント「もちいど夜市」が企画された。

取組みの手法と内容

もちいど夜市は、「もちいどの商店街」に準えつつ、昼も楽しく夜も、もういちど、楽しいという

意味を含めたネーミングで、紛らわしさを逆手に、観光客らの興味喚起にも一役かかっている。

実施に際し夜市実行委員会を立ち上げ、運営リーダーのもと、広報リーダー、出店リーダー、イベントリーダーの大きく4つのリーダーを配置した。この夜市実行委員会が中心となり、原則奈良市内（奈良県内）で店舗営業している方を対象に出店者を募集し、通常店閉店後の店舗前を利用し、屋台やテーブル等を設営する形で出店・営業する。

既存店で営業時間を延長して参加する店も2割程度あるが、他の8割ほどは応募出店者が占め、それがむしろ昼間とは異なる夜の空間づくり・にぎわいの演出につながっている。

商店街組織のひとつの利点・強みとして、様々な方面・分野にネットワークを持った人材が豊富にいたることが挙げられるが、夜市のよきなイベントにおいては画一的で

はなく、むしろバリエーションに富んだアメニティ・エンターテインメント要素を盛り込む工夫が必要であるため、多面的な人的ネットワークをフルに活用した結果が功を奏した。

成果とその要因

第1回（2018年9月）は、延べ約5,000人を誘客。第2回（2019年4月）から、小西通商店街振興組合が参加し、延べ約23,000人を誘客している。第3回（2019年10月）は、2商店街が開催日をずらして実施したものの、延べ約12,200人の誘客に成功しており、「毎週、ど



PRパンフレット



当該事業・夜市の風景

こかの街で夜市をやっている」というイメージが形成されつつある。

奈良もちいどのセンター街協同組合

住所：〒630-8222

奈良県奈良市餅飯殿町12番地
夢CUBE2F

設立：昭和29年

出資金：約1,000千円

URL：<http://www.mochiidono.com/guide.html>

業種：異業種（小売業・飲食業）

組合員：104人

組合 Q & A

持分の譲渡加入について

【Q1】他人の持分の全部または一部を譲り受けて組合に加入しようとする者からも加入金を取ることはできますか？

【A1】持分譲受加入の場合、持分調整金としての性格を有する加入金は徴収できないと考えられます。理由としては、持分譲受加入の場合、出資の払込手続を必要としないので、定款に定めた出資1口金額とこれに應ずる持分額との調整を行う必要が生じない（すでにこの点を考慮して持分の譲渡価格が当事者間で決定されたものと考えられます）からです。

【Q2】他人の持分の全部または一部を承継して加入する場合、「全部または一部とは5口以上をい」と定款に記載しても良いですか？

【A2】定款において、貴組合への出資口数を5口以上とし、また、現組合員のすべてが5口以上の出資を有している場合は、新規加入者と譲受加入者との均衡を失うことはないと考えられることから、差し支えありません。

通常総会当日に脱退を申し出た組合員の取扱いについて

【Q1】中協法第18条に「組合員は、90日前までに予告し、事業年度の終において脱退することができ」と規定されていますが、通常総会の当日（7月2日）に脱退を申し出た組合員の取扱いはどうしたら良いですか？

【A1】組合事業年度終了日が3月31日の場合、7月2日は90日より前であるので、翌年の3月31日に脱退することとなります。事業年度末までは、組合員たる地位を失っていないことから、脱退を申し出た組合員も他の組合員と同様に、議決権の行使、経費を負担する等の権利、義務を有することになります。

【Q2】また、その組合員からは今年度の賦課金が納入されないことが予想されますが、どのように対応したら良いですか？

【A2】賦課金を納入されなければ、組合員としての義務を怠ることになり、除名、過怠金の徴収等の制裁も定款の規定に従って可能となります。事業年度末までは、他の組合員と同じ扱いになります。

なお、脱退した組合員が組合に対して未納賦課金その他の債務を負っている場合は、組合は中協法第22条の規定（払戻の停止）による持分の払戻停止によって対抗でき、あるいは民法第505条の規定（相殺の要件等）により、払い戻すべき持分とその債務と相殺することもできます。

◎「中小企業組合質疑応答集（全国中小企業団体中央会編）」より転載

労働者時間（変形労働時間制、36協定の特別条項など）

〈36協定の特別条項〉

【Q】36協定においては、臨時的な特別な事情があつて労使が合意する場合（特別条項）には、限度時間（月45時間・年360時間）を超えることができるとされていますが、新型コロナウイルス感染症関連で、休む従業員が増えたときに残りの従業員が多く働くこととなった場合には、特別条項の対象となるのでしょうか。

【A】告知においては、特別条項の運用について、「当該事業場における通常予見することのできる業務量の大幅な増加等に伴い臨時的に限度時間を超えて労働させる必要がある場合をできる限り具

体的に定めなければならない」、「業務の都合上必要な場合」、「業務上やむを得ない場合」など恒常的な長時間労働を招くおそれがあるものを定めることは認められない」とに留意しなければならない」としているところだ。

一方で、今般のコロナウイルス感染症の状況については、36協定の締結当時には想定し得ないものであると考えられるため、例えば、36協定の「臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合」に、繁忙の理由がコロナウイルス感染症とするものであることが、明記されていなくとも、一般的には、特別条項の理由として認められるものです。

なお、現在、特別条項を締結していない事業場においても、法定の手続きを踏まえて労使の合意を行うことにより、特別条項付きの36協定を締結することが可能です。

◎厚生労働省HP（新型コロナウイルスに関するQ & A（企業の方向け））より転載



情報連絡員報告を中心とした

県内の中小企業動向

令和2年6月期

情報連絡員50名 回答数50名

全体概要 【前月からの動き】

※下記の数字は情報連絡員からの回答数を表します。
 (「好転(上昇、増加)」、「不変」、「減少(悪化、低下)」の3択回答のうち、「不変」を除く「好転」又は「減少」の回答数)

前月比

- ▶ 製造業では、売上高において「増加した」業種は3から4に増加。「減少した」業種は11から7に減少。
- ▶ 非製造業では、売上高において「増加した」業種は4から11に増加。「減少した」業種は17から14に減少。
- ▶ 業界の景況では、「好転した」業種は0から1に増加。「悪化した」業種は30から21に減少。

前年同月比

- ▶ 製造業では、売上高において「増加した」業種は4から3に減少。「減少した」業種は12から11に減少。
- ▶ 非製造業では、売上高において「増加した」業種は4から5に増加。「減少した」業種は21のまま変化なし。
- ▶ 業界の景況では、「好転した」業種は3から2に減少。「悪化した」業種は30から33に増加。

製造業

漬物製造

【県内全域】

新型コロナウイルス感染症の影響は続いており、土産物、デパートの地下食品売場で売っている漬物の売上は大きく減少しているが、スーパー向けの漬物の出荷について売上は好調である。また、県内業者は昨年の台風被害のダメージが大きいというのに、コロナ禍の影響で廃業する業者も出ている。

パン・菓子製造

【県内全域】

新型コロナウイルス感染症の拡大に歯止めがかからず組合員も不安を隠しきれないようである。また、地域により差はあるが、店売りはほぼ順調であるが、催事等の中止により売り上げダウンをした組合員が多い。国、県、市に給付金を申請した組合員がかなりいる。佐原市内の菓子店では、施設のクラスター発生もあり客足は未だ悪い。

牛乳小売

【県内全域】

組合として、特に影響は受けていないが、販売店によつては、学校や保育園に卸売している販売店は大きな影響を受けたが、少しずつ回復している。

木材・木製品製造

【県内全域】

一部特殊な木材の動きはあるものの、一般的な木材の動きはあまりない。

鉄工

【千葉】

新型コロナウイルス感染症の影響が続いており景況感は極めて悪い。一部では商談再開の動きも出てきているが、第2波への懸念から発注側に慎重姿勢があり回復には時間を要する。

機械部品製造

【野田】

なかなか新型コロナウイルス感染症以前の状況にはならない。業種によつてはこれからコロナの影響が出そう。自動車・産業機械・建設関係の部品関連はまだ落ち込んだままで、回復には時間がかかりそう。更に、下請け企業や輸出関連企業の場合は受注変動が大きく、対応に苦慮しているところが多い。

機械部品製造

【流山】

新型コロナウイルス感染症による活動自粛により、営業、生産活動を一部停止している企業もある。

機械部品製造

【船橋】

自動車関連は生産が動き始め、回復傾向にあるが、工業用マシンは引き続き、受注が減少している。

探石

【県内全域】

東京都港湾局発注の新海面処分場や国土交通省関連事業の南北線の事業が本格的な操業となり、今月の出荷量は前月比では減少したものの前年同月比2165.6%となった。

土砂採取

【県内全域】

生コンクリート向けの洗砂の出荷は減少したが、工用の山砂は出荷の需要があるので、売上は上昇した。

非製造業

総合卸売

【千葉県・東京都】

新型コロナウイルス感染症の影響による消費低迷から徐々に回復しつつある。但し、前年同月比では悪化している。また、新型コロナウイルスの影響で、日用品を取り扱う業者でマスクの品不足は解消してきたが、消毒関連の商材の仕入困難は継続している。

青果卸

【千葉市】

夏物の商材に変わりつつあり、単価や数量とも価格は安定している。また、新型コロナウイルス感染症の影響下ではあるが、価格の変動もなく、比較的安定している。更に、他の業界と同様、新型コロナ

ウイルス感染症の今後の影響が心配される。

自動車解体

【県内全域】

スクラップ価格は4月を底に6月中旬に高値を付けたが、以降で下落傾向となり、安定していない。また、解体車の在庫状況は非常に悪く、新車販売の減少で下取り車も減少している。車の移動も少ないことから修理需要も低く、中古部品の販売も苦戦している。

乾物卸売

【県内全域】

外出の自粛要請解除で徐々に通常営業再開の動きが始まったが、依然として、人出は戻らず、消費は低調である。

電機機器小売

【県内全域】

顧客の購買意欲が増してきたが、注文された商品が間に合わず、売上に結び付いていない。

青果小売

【千葉市】

売上は戻ってきているが、商品により、青果物の産地移動の季節と重なり、価格が上昇してきた。そのため、収益は悪化傾向になっており、資金繰りに不安が出てきた。

中古車仕入・販売

【県内全域】

緊急事態宣言解除後より、徐々に来店客が増加し、中古自動車の

販売台数も増えつつある。売上は前月比は増加しているが、前年同月比は減少している。

小売

【東金】

新型コロナウイルス感染症の影響で売上の大幅減少が続いている。回復の兆しは若干ずつ。手芸用品のみ100%以上です。いまだ他の業種は2割〜3割減少。サービス関連（旅行）は大打撃継続中。営業再開はした。大きな対策をしないと中小はこのままでは倒れます。新型コロナウイルスがこれ以上続くと組合員がもたない状況である。今がギリギリ状態。給付金関係の範囲が厳しすぎるので、あと一歩で申請断念が多いようである。

小売

【野田】

新型コロナウイルスの影響で、営業時間を短縮して営業を続けているが、恒例のセールや集客目的のイベントが開催できず、我慢の状況が続いている。

小売・サービス

【柏】

景況は、5月よりは改善されつつあるが、まだ平常に戻った感には程遠い。全体では60〜70%位に感じている店舗が多く見られる。当地区は特に高齢化が進んでいる

ので高齢者の出控えは当分続くと思われる。

建設揚重業

【県内全域】

新型コロナウイルス感染症の影響により、クレーンの稼働日数が減少し、売上は減少した。

一般廃棄物処理

【千葉】

5月25日の緊急事態宣言解除により、事業所ごみは8〜9割程度通常の状態に戻ったように思えます。家庭ごみについては、新型コロナウイルス感染症の影響により、引越を先延ばしにしていた方、家の中の不用品を片付ける等大型ごみの排出が一時的に増えたように感じる。

学習塾

【県内全域】

学校の再開は始まったものの、未だ通常の状態ではない。新型コロナウイルス感染症の脅威は常に存在しており、通塾を巡っても電車やバスを利用している塾生の保護者は、通塾すること自体に懸念が生じてもいる。オンラインから対面授業に戻っても、常にオンライン授業の準備は欠かせない。そういう中で、例年通りの塾生募集ができ無かったのが、これからどのように影響してくるかが懸念材料である。

<p>千葉県製麺工業(協) 代表理事 藤代孝之</p>	<p>船橋青果卸売(協) 理事長 平栄三</p>	<p>関東自動車共済(協) 代表理事 小長谷政幸</p>	<p>千葉県石油(協) 理事長 安藤順夫</p>	<p>千葉県醤油工業(協) 代表理事 山本一郎</p>
<p>千葉振興建設業(協) 代表理事 船越博文</p>	<p>千葉県コンクリート製品(協) 理事長 斎藤寿夫</p>	<p>千葉県クレーン建設重機(協) 代表理事 佐藤浩昭</p>	<p>千葉県自転車軽自動車商(協) 代表理事 山口道博</p>	<p>千葉県遊技業(協) 理事長 田中幸也</p>
<p>千葉県産業廃棄物処理業(協) 理事長 山本隆</p>	<p>千葉県建設防水工事業(協) 理事長 関正一</p>	<p>(協) 船橋トラックセンター 代表理事 鈴木正</p>	<p>千葉県生コンクリート工業組合 理事長 勝呂和彦</p>	<p>千葉船業(協) 代表理事 田原安</p>
<p>千葉市廃棄物リサイクル事業(協) 代表理事 飯田俊夫</p>	<p>千葉県測量設計補償(協) 代表理事 石塚修</p>	<p>富津市環境清掃(協) 代表理事 齋藤昇</p>	<p>千葉県セメント卸(協) 代表理事 織田善信</p>	<p>(協) 千葉県鐵骨工業会 代表理事 栗原宏</p>

<p>木内 俊之</p> <p>千葉県自動車解体業(協) 理事長</p>	<p>秋山 稔</p> <p>千葉青果卸売(協) 代表理事</p>	<p>飯塚 真太郎</p> <p>野田工業団地(協) 代表理事</p>	<p>飯村 明義</p> <p>千葉市工業センター(協) 代表理事</p>	<p>熊谷 正喜</p> <p>千葉鉄工業団地(協) 代表理事</p>
<p>林 護</p> <p>松戸駅周辺商業(協) 理事長</p>	<p>渡邊 俊彦</p> <p>全千葉警備業(協) 理事長</p>	<p>近藤 茂行</p> <p>千葉総合卸商業団地(協) 代表理事</p>	<p>越部 圓</p> <p>千葉県貿易(協) 代表理事</p>	<p>上野 宏幸</p> <p>千葉青果商業(協) 代表理事</p>
<p>藤城 文男</p> <p>千葉県保険流通(協) 代表理事</p>	<p>菊池 康文</p> <p>送変電機器千葉(協) 代表理事</p>	<p>半田 洋一</p> <p>市原市管工事(協) 代表理事</p>	<p>清水 克己</p> <p>(協)シー・ティー・ティー 理事長</p>	<p>石上 久男</p> <p>八千代市管工事(協) 代表理事</p>
<p>亀山 直人</p> <p>千葉学習塾(協) 代表理事</p>	<p>小寺 眞澄</p> <p>千葉県消防設備(協) 代表理事</p>	<p>飯ヶ谷 岐美夫</p> <p>船橋総合卸商業団地(協) 代表理事</p>	<p>中村 仁一</p> <p>船橋機械金属工業(協) 代表理事</p>	<p>宮本 和也</p> <p>千葉港湾運送事業(協) 理事長</p>

<p>千葉県学校給食パン・米飯（協） 代表理事 川上 主介</p>	<p>柏駅前第一商業（協） 代表理事 寺嶋 憲夫</p>	<p>野田市再資源化事業（協） 代表理事 西村 久行</p>	<p>松戸ビル管理業（協） 代表理事 関 和秀</p>	<p>ふなばしインタックス（協） 代表理事 篠原 敬治</p>
<p>千葉県税理士（協） 代表理事 花嶋 実</p>	<p>浦安建設（協） 代表理事 鹿野 新一郎</p>	<p>流山工業団地（協） 代表理事 菊地 憲悦</p>	<p>流山トラック事業（協） 代表理事 小倉 信一</p>	<p>柏市工業団地（協） 代表理事 藤井 秀美</p>
<p>四街道工業団地（協） 代表理事 清水 敬陽</p>	<p>臼井ショッピングセンター（協） 代表理事 鳥羽 敏彦</p>	<p>印旛食肉センター事業（協） 代表理事 小川 進</p>	<p>浦安市リサイクル資源（協） 代表理事 醍醐 信次郎</p>	<p>野田市商業（協） 代表理事 木名瀬 好二</p>
<p>山武管工事業（協） 代表理事 小松 隆弘</p>	<p>（協）東金ショッピングセンター 代表理事 中村 秀朗</p>	<p>千葉県木材市場（協） 代表理事 吉岡 實</p>	<p>千葉県旅館ホテル生活衛生同業組合 理事長 篠原 正人</p>	<p>千葉足場仮設ワーカーズセンター（協） 代表理事 森泉 博佳</p>

<p>古宮 真一</p> <p>千葉県漬物工業（協） 代表理事</p>	<p>大塚 完</p> <p>千葉県酒造（協） 代表理事</p>	<p>芝野 明</p> <p>大原中央商店街（協） 代表理事</p>	<p>内山 邦俊</p> <p>長生郡市管工事（協） 代表理事</p>	<p>佐藤 衛</p> <p>海匠ガス事業（協） 代表理事</p>
<p>森川 文明</p> <p>千葉県板金工業組合 代表理事</p>	<p>岩 渕 泰博</p> <p>千葉県電機商業組合 代表理事</p>	<p>鈴木 隆</p> <p>柏市廃棄物処理業（協業） 代表理事</p>	<p>石井 良典</p> <p>千葉県建設業（協）連合会 理事長</p>	<p>岩 渕 明弘</p> <p>千葉県医薬品卸（協） 理事長</p>
<p>小川 優</p> <p>栄町衣料（協） 代表理事</p>	<p>石 戸 新一郎</p> <p>（振興）柏二番街商店会 代表理事</p>	<p>千崎 悟之</p> <p>千葉県中古自動車販売商工組合 代表理事</p>	<p>福井 順子</p> <p>千葉県鍍金工業組合 代表理事</p>	<p>芦田 松昭</p> <p>習志野市造園工事業（協） 代表理事</p>
<p>秋 葉 宗一郎</p> <p>千葉県中小企業団体青年中央会 代表幹事</p>	<p>松 延 俊美</p> <p>千葉県異業種交流融合化協議会 会長</p>	<p>中嶋 敏夫</p> <p>千葉県官公需適格組合 受注促進協議会 会長</p>	<p>出野 祥平</p> <p>千葉県自動車販売店協会 会長</p>	<p>棚倉 英雄</p> <p>千葉県中部山砂事業（協） 代表理事</p>



家賃支援給付金

に関するお知らせ

家賃支援給付金とは？

5月の緊急事態宣言の延長等により、
売上の減少に直面する事業者の事業継続を下支えするため、
地代・家賃（賃料）の負担を軽減する給付金を支給します。

支給対象（①②③すべてを満たす事業者）

①資本金10億円未満の**中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者**※

※医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人も幅広く対象。

②**5月～12月**の売上高について、
・**1カ月**で前年同月比**▲50%以上** または、
・**連続する3カ月**の合計で前年同期比**▲30%以上**

③**自らの事業のために占有**する土地・建物の**賃料を支払い**

給付額

法人に**最大600万円**、個人事業者に**最大300万円**を一括支給。

算定方法 ▶ **申請時の直近1カ月**における**支払賃料（月額）**
に基づき算定した**給付額（月額）の6倍**

	支払賃料（月額）	給付額（月額）
法人	75万円以下	支払賃料×2/3
	75万円超	50万円+[支払賃料の75万円の超過分×1/3] ※ただし、100万円（月額）が上限
個人事業者	37.5万円以下	支払賃料×2/3
	37.5万円超	25万円+[支払賃料の37.5万円の超過分×1/3] ※ただし、50万円（月額）が上限

よくあるお問い合わせ

Q1.申請に必要な書類を教えてください。

A1.今後、追加・変更の可能性があります、以下の書類をご用意いただく予定です。

- ① 賃貸借契約の存在を証明する書類（賃貸借契約書等）
- ② 申請時の直近3ヵ月分の賃料支払実績を証明する書類（銀行通帳の写し、振込明細書等）
- ③ 本人確認書類（運転免許証等）
- ④ 売上減少を証明する書類（確定申告書、売上台帳等）

} 持続化給付金と同様

Q2.どのようなタイミングで給付金を申請できますか？

A2.申請開始後、売上減少月の翌月～2021年1月15日までの間、いつでも申請できます。
（なお、給付額は申請時の直近1ヵ月における支払賃料に基づき算定されます。）

Q3.給付率1/3の上乗せ分が適用され、給付額（月額）の上限が100万円や50万円になるのは、複数店舗を有する事業者だけですか？

A3.支払賃料が高額な事業者であれば、有する店舗数が1つであっても適用されます。

Q4.自己保有の土地・建物について、ローンを支払中の場合は対象ですか？

A4.対象ではありません。

Q5.個人事業者の「自宅」兼「事務所」の家賃は、対象ですか？

A5.対象ですが、確定申告書における損金計上額など、自らの事業に用する部分に限ります。

Q6.借地の賃料は対象ですか？

A6.対象です。なお、借地上に賃借している建物が存在するか否かは問いません。
（例：駐車場、資材置場等として事業に用している土地の賃料）

Q7.管理費や共益費も賃料の範囲に含まれますか？

A7.賃貸借契約において賃料と一体的に取り扱われているなど、一定の場合には含まれます。

Q8.地方自治体から賃料支援を受けている場合も対象ですか？

A8.対象ですが、給付額の算定に際して考慮される場合があります。

具体的な対象範囲や申請方法、申請開始日等の、本紙以上の制度詳細は検討中であり、準備ができ次第、公表しますので、今しばらくお待ち下さい。

本紙の内容に関するご質問は、以下のダイヤルまでお問い合わせください。

相談ダイヤル 家賃支援給付金 コールセンター

0120-653-930（平日・土日祝日8:30～19:00）



CHIBA

Chiba Prefectural Government

令和2年7月5日
千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部
TEL 043-223-2630

新型コロナウイルス感染拡大防止のための 皆さまへのお願い

県内や周辺都県の感染状況等を踏まえ、県民や事業者の皆さまへ、感染拡大防止についてのお願いです。

感染拡大の防止と、社会経済活動の維持の両立を目指し、感染防止対策に一層の御理解・御協力をお願いします。

- 夜の飲食店の利用では、特に「3つの密」を避けましょう。
ガイドライン遵守のお店を利用しましょう。
- 特に感染拡大している都内の繁華街の接待を伴う飲食店は、
注意しましょう。
- 多人数での会食の際は、大声での会話は控えましょう。
- 事業者の皆さまは、ガイドライン等に基づき、感染拡大防止
対策の徹底をお願いします。

- そのほか、基本的な感染拡大防止対策をお願いします。
 - 発熱、咳のある方は、受診以外は自宅にいきましょう。
 - 人と接するときは、できるだけマスク着用。
 - 人込みや、人と人との密は避ける。
 - 特に、高齢の方はご注意ください。

- ✓ 若い方の感染が広がっています。
感染しても無症状の場合もあります。
身の回りの家族や高齢者に感染させないように
注意して行動しましょう。